

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	20	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 雇用者（雇用保険一般被保険者）増加数5人以上（中小企業は2人以上）、かつ、雇用増加割合10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり40万円の税額控除が受けられる。（税額控除は当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度。）</p> <p>・特例措置の内容 積極的に雇用を創出し、安定的かつ継続的な雇用を促進するため、雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の措置について、雇用の質を高める観点から見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する。</p>		
関係条文	<p>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第十条の五、第四十二条の十二の二、第六十八条の十五の三 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第五条の六、第二十七条の十二の二、第三十九条の四十五の三 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第五条の九、第二十条の七、第二十二の二十九 地方税法（昭和25年法律第226号）第二十三条第一項第四号及び第四号の三イ、第二百九十二条第一項第四号及び第四号の三イ、附則抄第八条第五項及び六項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] （ - (▲1, 163) ） [平年度] （ - (▲1, 163) ） [改正増減収額] (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 我が国は、現在、人口減少社会に入っており、経済成長の実現には、働き手の数の確保と労働生産性の向上が重要であるところ、我が国の政策課題である成長戦略による経済成長と地方創生の実現のため、今後の日本経済の成長を担う産業や成長分野における企業を支援し、積極的な雇用創出及びこれら企業における安定的かつ継続的な雇用契約を促進することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成23年度に創設された雇用促進税制の雇用促進計画の受付件数は、年々増加傾向にあり、雇用促進税制が積極的に利用され、着実に、安定的かつ継続的な雇用創出の促進に寄与してきたところである。こうした中で、我が国経済はデフレ経済から脱しつつあり、雇用情勢も着実に改善が進んでいるが、雇用創出は依然として大きな政策課題となっている。</p> <p>『日本再興戦略』改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）において、日本経済は、実質GDP成長率、物価動向をみてもデフレ脱却に向けて着実に前進しているが、少子高齢化による人口減少社会に入っている今、日本経済を本格的な成長軌道に乗せることは容易ではなく、経済の好循環を引き続き回転させていくには、今こそ大胆な施策を講じる必要があり、経営者をはじめ国民一人一人が、「挑戦する心」を取り戻し、国はそれをサポートするために「世界に誇れるビジネス環境」を整備することが第一歩だとしている。また、『日本再興戦略』改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）においては、様々な革新的施策により、アベノミクスは「第二ステージ」に入ったものとして、雇用の質を高めるため正社員転換や雇用管理改善に向けた取組を行うなど技術や人材を含めた「未来投資による生産性革命の実現」を推し進めることで、日本を成長軌道に乗せ、世界をリードしていく国にすることとしている。</p> <p>また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）においては、しごとの創生として「雇用の質」の確保・向上、「雇用の量」の確保・拡大が掲げられるとともに、「まち・ひと・しご</p>		

	<p>と創生基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)においても、働き方改革として、非正規の職に就いている人々に関し、本人の希望に即した形での正社員化を推進することで、若い世代の経済的安定を目指し、地方創生の深化を進めることとしている。</p> <p>このような現状分析及び政府全体の取組を踏まえれば、官民一体となって地方創生及び日本全体の経済成長を実現していくためには、より一層の雇用創出を行うのみにとどまらず、その雇用の質を高め深化させていくことが肝要であり、雇用促進税制について、雇用の質を高める観点から要件の見直しを行った上で引き続き措置し、雇用主にインセンティブを与える必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ 「意欲あるすべての人が働くことができるように、労働市場において労働者の職業の安定を図ること」 施策大目標2 「雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること」 施策目標2-1 「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること」
	政策の達成目標	雇用促進税制について、雇用の質を高める観点から見直しを行い、雇用確保を図ろうとする企業に対する支援を継続し、質の高い雇用を確保する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで
	同上の期間中の達成目標	年間約11万人の一般被保険者の雇用増加が見込まれる（雇用促進計画達成状況報告に基づく推計）。
	政策目標の達成状況	雇用促進税制の雇用促進計画の達成状況報告受付件数は制度創設時から平成26年度まで累計約3.6万件（平成26年度は推計値）、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における税制適用対象者の累積概算は約6万人（平成26年度は推計値）。
有効性	要望の措置の適用見込み	年間約11万人の一般被保険者の雇用増加が見込まれる（雇用促進計画達成状況報告に基づく推計）。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	一定の雇用者数の増加等が確認された場合に行う税制優遇措置を継続することにより、事業主の雇用拡大に対するインセンティブをより一層高めることが期待され、今後の成長が期待される産業で、より積極的で安定的かつ継続的な雇用創出が増加し、「日本再興戦略」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に掲げる取組及び目標に寄与することが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	日本経済を牽引し、雇用の創出に大きな期待が見込まれる産業や成長分野の企業に対して、雇用負担を軽減することが、新規雇用を促進するに当たり効果的である。雇用を増やす企業に対し幅広く支援を行うため、税制による優遇措置は妥当である。
	ページ	20-2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>雇用促進計画受付・達成状況報告（実績値）</p> <p>○計画数</p> <p>平成 23 年度 （受付） 30,061 件（達成） 8,056 件 平成 24 年度 （受付） 29,569 件（達成） 7,058 件 平成 25 年度 （受付） 39,695 件（達成） 9,681 件 平成 26 年度 （受付） 43,528 件（達成） 11,643 件（推計値）</p> <p>○雇用者増加数（実績値）</p> <p>平成 23 年度 （受付） 209,614 人（達成） 82,723 人 平成 24 年度 （受付） 200,787 人（達成） 79,279 人 平成 25 年度 （受付） 257,526 人（達成） 97,193 人 平成 26 年度 （受付） 281,209 人</p> <p>（厚生労働省「平成 23 年度雇用促進計画受付・達成状況報告件数」、「平成 24 年度雇用促進計画受付・達成状況報告件数」、「平成 25 年度雇用促進計画受付・達成状況報告件数」及び「平成 26 年度雇用促進計画受付件数」より）</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>「平成 25 年度 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」によると、単体法人について、特別控除の適用実績額は 956,351 千円（道府県民税 276,402 千円、市町村民税 679,949 千円）。</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>平成 25 年度雇用促進計画の達成状況報告受付件数は 9,681 件で、約 9.7 万人が雇用促進税制の対象となったと考えられ、雇用促進税制は一般被保険者の増加に寄与する効果があると言える。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成 26 年度税制改正において、以下のとおり目標設定を行った。</p> <p>延長等の措置により、年間約 9 万人の雇用が増加すると見込まれる。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本制度は、ハローワーク等に①事業年度開始後 2 か月以内に雇用促進計画を提出し、②事業年度終了後 2 か月以内に雇用促進計画の達成状況報告を提出することが必要であり、ハローワーク等で確認した雇用促進計画を確定申告時に添付すること等により税制の適用となるか否かが分かる仕組みとなっている。</p> <p>このため、平成 26 年度中に事業年度が開始する雇用促進計画については、平成 27 年 4 月から雇用促進計画の達成状況の受付が開始となるため、平成 26 年度の実績は未確定。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>○平成 23 年度税制改正</p> <p>「新成長戦略実現に向けた 3 段階の経済対策」（平成 22 年 9 月 10 日閣議決定）を踏まえ、創設を要望。雇用促進税制 PT での議論を経て、法案が提出され、平成 23 年 6 月に与野党合意がなされて成立。（適用期間は 3 年）</p> <p>○平成 25 年度税制改正</p> <p>「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）を踏まえ、税額控除額を増加雇用者数一人当たり 20 万円から 40 万円に引上げる等の拡充を要望し、拡充が認められる。</p> <p>○平成 26 年度税制改正</p> <p>適用期限 3 年間の延長要望を行い、平成 27 年度までの適用期間 2 年間の延長が認められる。</p>
<p>ページ</p>	<p>20-3</p>